

【令和4年第2回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和4年3月18日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第2号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う要配慮個人情報への影響について

本市の条例においては、法令の定めがあるとき又は実施機関が本市の附属機関である川崎市情報公開運営審議会に諮問し、要配慮個人情報の取得が正当な行政執行の範囲内において利用されることが認められた場合において、要配慮個人情報を保有することができると定められており、原則、要配慮個人情報は保有禁止の扱いとなっている。一方、改正法においては、特に、原則、保有禁止という規定となっていないため、現在、川崎市情報公開運営審議会に小委員会を設置し、要配慮個人情報の取得等の取扱いについて検討を進めている。

* 法改正に伴う個人情報のオンライン結合への影響について

要配慮個人情報の取扱いと同様に、法令の定めがあるとき又は情報公開運営審議会において認められた場合にはオンライン結合が可能となっているが、改正法においては、オンライン結合に制限を設けることは認められることとなっている。個人情報の漏えいが発生しないようなオンライン結合の手段を模索する必要性を認識しているため、現在、小委員会において検討を進めている。

* 審議会に関する考え方について

個人情報保護委員会において、個人情報の外部提供、オンライン結合等について類型的に審議会への諮問を要件とする規定を条例に設けてはならないとする方向性が示されているが、改正法においても、個人情報の適正な取扱いを確保するため、「特に必要である場合」は審議会に諮問することができると規定されている。現在、「特に必要である場合」の事例を国に確認しており、どういった場合に諮問ができるのか、どういった場合に諮問すべきなのか整理しているところである。

* 法改正による地方公共団体における個人情報保護制度への影響の考え方について

適正な行政執行の範囲内で個人情報は保有されるべきであり、個人情報の漏えい等が生じないよう、今後も引き続き対応していく必要があるものと認識している。条例において、個別で個人情報に関する制限を設けることは制限されるが、個人情報の保護を図っていく方法等について、引き続き検討を進めていく。

《意見》

* 個人情報の保護に関する法律の一部改正により、要配慮個人情報及びオンライン結合の取扱いに関する制限を条例で設けることができなくなる。これは個人情報保護の後退やプライバシー権の侵害の懸念があることに加え、地方自治体の条例制定権をも危ぶむものである。本条例改正は、これらの懸念をもたらす同法の改正に伴い実施されるものであるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 民間活用事業者選定評価委員会を設置する理由について

現在、民間活用に関する調査・審議は総務企画局が所管する民間活用推進委員会において行っているが、民間活用が増加傾向にある中、委員5人で構成する同委員会のみでは同時に審議できる案件に限りがあり、民間活用に遅れが生じる可能性があることから、円滑な民間活用の環境整備のため、今後、民間活用の案件が生じる可能性がある局区等において新たに民間活用事業者選定評価委員会を設置するものである。

* 本委員会における調査・審議内容について

各局区等においては、これまで民間活用の一環として主に指定管理者の選定評価を中心に民間活用に関する調査・審議を行ってきた。今後においては、PFIを含む幅広い民間活用に関する調査・審議を行うこととなる。

* 本委員会の構成について

指定管理者選定評価委員会は委員8人以内で構成されていたが、今後は指定管理者の選定評価以外にも幅広く民間活用の選定評価を行うため、新たに民間活用及び関係する法律に知見のある学識経験者を加え、委員10人以内で構成することとなる。

* 民間活用に対する規制について

民間活用は、効率的・効果的な市民サービスの向上等を目的に推進しているが、本市が直接実施すべき行政サービスに該当しないこと、民間主体によりサービスの安全性が確保できること、民間活用によって高い費用対効果が期待できること、の3つの前提条件を満たすものを民間活用の対象としており、個別の事業に応じて慎重に対象の可否を検討していく。

* 民間活用を行う際のサービスの継続性の担保について

民間活用であっても、サービス水準の確保の責任は市にあり、モニタリングを継続的に実施してサービスの確保に努めていく。また、事業者とリスク分担を明確化するとともに、モニタリングの際には定期的に財務状況の分析も行っていく。

* 民間活用を行う際の市民意見の聴取について

施設整備の場合においては、計画策定時等におけるパブリックコメントやワークショップの実施、施設整備後においてはメールやアンケート等で意見の聴取を行う。

* 民間活用を進める際の市内中小企業への対応について

PPPプラットフォームを形成し、市内事業者向けの情報発信や、多様な事業者との連携の場の創出等を行っており、同プラットフォームを活用してグループを組んだ上の民間活用事業への参加を促している。また、選定に当たっては、市内事業者を参加要件に加えることや、市内事業者に対する加点の仕組みを設定するなど、市内事業者への配慮を重視した上で取組を進めている。

* 民間活用を進める際の議会への対応について

民間活用を行う個別事業の基本計画の策定時には適切に議会へ報告を行う。また、公の施設を新たに設置する際は、設置条例を提案し、議会へ審議をお諮りすることとなる。

* **リスク分担や安全性の観点に精通した委員を選任することへの考え方について**

リスク分担や安全性の観点において適切に意見を聴取できる委員の選任が必要であると認識している。民間活用の事例は少ないこともあり、各局区等が人選に苦慮する場合は、制度所管として行政改革マネジメント推進室と連携して対応していく。

* **サウンディング調査の実施に当たって必要となる市の姿勢への考え方について**

サウンディング調査の実施に当たっては、市としての思いやビジョン、方向性を示すことが必須であると認識している。

* **宮前区のみ市民提案型協働事業審査委員会を設置する理由について**

他の区が設置した平成27年当時、宮前区のみ同委員会の設置を行わなかったため、今般、設置を行うものである。

* **本委員会と今後のコミュニティ施策の基本的考え方との連携について**

令和4年度については、宮前区の魅力発信や情報発信において市民提案型協働事業を活用することを予定しているが、コミュニティ施策を推進する中で生じる地域課題等についても、同事業を活用して解決を図っていく必要があるものと認識している。

* **委員の任期の考え方について**

附属機関の委員の任期については、条例で附属機関ごとに定めているが、別途、附属機関等の設置等に関する要綱において、委員の固定化に配慮する観点から、委員の在任期間は10年を超えないものと規定している。

* **10年を超えないものとする任期の設定の見直しについて**

民間活用においては、様々な課題が日々生じており、時勢に応じた課題に精通する委員の選任が必要であるものと認識している。任期の設定については、他都市の事例も参考にしながら検討ていきたい。

* **委員の選任における客観性の担保について**

委員への就任を依頼する際に、個別に委員の経歴等の確認を行う。

* **民間事業者からの提案内容に係る情報公開及び適正性の担保に関する考え方について**

情報公開の重要性は認識しているため、民間事業者の知的財産に関する情報公開に当たっては、案件ごとに個別に民間事業者と協議し、知的財産の保護の観点とのバランスを鑑みて対応していく。また、事業に關係する法令の遵守は当然求められるものであり、モニタリング等を通じて適正性を担保していく。

《意見》

* **市民提案型協働事業審査委員会では様々な意見や提案がなされるため、内容を精査して適切に運営してほしい。**

* **過去には特定の民間事業者と関わりのある委員が就任している事例があったため、委員の選任に当たっては客観性の担保に努めてほしい。**

* 附属機関の委員における守秘義務違反に関する罰則規定の在り方についても検討してほしい。

* 本条例改正はPFI等の民間活用の拡大を図るものであるが、民間活用には反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 個人情報保護の観点からマイナンバーの適用範囲の拡大については反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市長事務部局における主な増員内訳について

危機管理体制の強化に向けた危機管理本部の設置に伴う4人の増員、児童虐待防止対策に向けた市内3か所の児童相談所における児童福祉司及び児童心理司の13人の増員、区役所の要保護児童に対するアセスメントの強化に向けた7区役所における9人の増員が主な内訳である。

* 増員に占める区役所と本庁の割合について

98人の増員のうち、区役所が19人、その他が本庁である。

* 区役所業務の増加に対応する人員確保の考え方について

人材は限られているため、必要性の高い部署に優先して職員配置を行う必要があると考えている。区役所と本庁において、業務量や役割分担の見直しを行いながら、適切に人員配置を行っていく。

* 交通局における減員内訳について

今回の定数の見直しは、前回、見直しを行った平成30年度以降の営業所管理委託の拡大の取組や新型コロナウイルス感染症の影響によるダイヤ改正の実施による業務量の見直し等を反映させたことにより、526人から462人に定数の見直しを行った。減員の内訳は、運転手が50人、その他事務職員等が14人である。

* 運転手の減員による運行に対する今後の影響について

令和4年3月1日現在の現員は463人であり、462人とする定数は、4月1日付けの運転手の新規採用、今年度末における定年退職等の職員の新陳代謝を見込んだものとなっており、現在の運行規模においては、当該定数で問題が生じることはない。

* 病院局における増員内訳について

夜間看護体制の強化として看護師を57人、医療機器管理体制の強化として臨床工学技士を4人、事務執行体制の強化として事務職員を4人増員するものである。

* 増員に向けたスケジュールについて

議決がなされた際は、速やかに採用選考を実施することを予定している。看護師については年6回の選考を予定しており、例年、採用予定人数に比べ応募人数が多いため、必要な人員数の確保は十分可能であると考えているが、採用後には人材育成等が必要であることから、病院現場の負担も考慮し、2年に分けて増員を行うことを予定している。

* 学校職員の主な増減内訳及び増員に向けた対応等について

小学校における35人学級の実施により生じる学級数の増加等への対応として136人の増員を予定する一方、学校用務業務や給食調理業務の執行体制の見直しにより16人の減員を予定している。来年度の教員採用数については、毎年の学級数の変動や退職動向等を踏まえる必要があり、現時点では不確定な要素があるため、臨時の任用制度も活用しながら教員を確保していく。

《意見》

- * 国においては、中学3年生まで少人数学級を進める議論を行っているため、教員の長時間労働のは正の観点も含め、正規職員としての教員の確保を適切に行ってほしい。また、給食調理員や用務員については減員ではなく増員を行ってほしい。
- * 市民からバス路線の新設や増便の要望が多く寄せられるため、定数を現員に合わせるのではなく、増便等に対応できるよう職員の増員を行ってほしい。
- * 年々業務量の増加が見られる市民サービスの最前線を担う区役所に対し、適切に人材、予算、権限等を与えた上で施策展開を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第16号 川崎市行政不服審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○ 「議案第17号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 包括外部監査人の選考方法について

本市では公募という競争性のある選考方式を採用しており、公認会計士協会、税理士会、弁護士会等に選考の周知を依頼し、最も優れた提案を行った者を選任している。他都市においては、横浜市、千葉市、さいたま市においても公募方式を採用している。

《意見》

- * 本市においては公募で選考を行っているものの、近年は公認会計士からの包括外部監査人の選任が続いている。一方、県においては、多面的な監査の実施の必要

性の観点から公認会計士、税理士、弁護士等で順番に包括外部監査人の選任を行っている。今後においては、多面的な監査の実施の観点から緊張感を持って職務の遂行がなされるよう、他都市の事例等を参考に、選考方法の見直しについて検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第18号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第44号 令和3年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者への逸失利益の補償額の算定方法について

補償額はリスク分担に関する協定を結んだ上で、キャンセル料の未徴収分、利用制限による逸失利益、コロナ対策に要する経費等から、光熱水費等を含むイベントの未実施による経費の減少分、国庫補助で補填された金額等を差し引いて算定している。

* 今般の新型コロナウイルス感染症対策事業の来年度以降の対応について

本事業は神奈川モデルに基づく自宅療養者への対応に要する経費に関する県への負担金であるが、財源は県からの緊急包括支援交付金を活用している。同交付金は今年度末までを期限とする制度であるが、現時点において、来年度の状況が正確に示されていないため、引き続き県の動向を注視して対応を図っていく。

* 廃棄物処理施設等建設事業費の具体的な減額理由について

本事業費は堤根処理センターの施設整備計画の策定に要する経費であるが、この間のプラスチック資源循環施策や脱炭素化に向けた取組の加速化等を受け、設備内容の見直し等を行う必要が生じたため、施設整備計画の策定スケジュールを2年間延長することに伴い減額を行うものである。なお、スケジュールの延長に伴い、債務負担行為補正も計上している。

* 公益財団法人川崎市文化財団への補助に係る申請等の確認について

予算編成の際に事業計画等を確認するとともに、決算の際には、補助・助成金の取りまとめの中で事業所管局からの報告の確認を行った。

* 本補助金に関する事業所管局との協議内容等について

財団から浮世絵ギャラリーの運営に関する協定に基づき、当初の事業計画からの大きな事情の変更に該当し得る事態が生じたものとして協議の依頼を受け、収支不足を折半で負担するに至ったものである。財政局としては、事業所管局からの要求を受け、事情の変更の理由や数値の根拠等について精査し、補正予算への計上を行った。

* 当初計画からの事情の変更の内容について

令和3年度においては、コロナの影響もあり、有料入場者数が当初の見込みの

3割にも満たないなど、計画に比べ大幅な収入減が見込まれた状況を鑑みたものであると認識している。

* **本補助金の補正予算計上に当たっての事業所管局に対する指導について**

今般の補正予算計上に当たっては具体的な指導は行っていないが、事業所管局からは、令和3年度中に財団から浮世絵ギャラリーの運営改善計画が提出される旨を聞いている。

* **補正予算計上に当たっての事前の適切な査定への考え方について**

本事業は、当初は一般財源を使わない事業として始まったものである。財政局としても、今後提出される運営改善計画の中身を注視し、事業所管局と調整して対応していく。

* **本補正予算における新型コロナウイルス感染症対応経費の金額について**

約8億円を新型コロナウイルス感染症対応経費として計上している。

* **本補正予算における中小企業支援に要する金額について**

今般の補正予算における新型コロナウイルス感染症対応経費の内容は、指定管理者への補償や妊婦に対するPCR検査費用の公費負担、市立学校における感染症対策に必要な衛生用品等の経費等であり、中小企業支援に要する補正予算は計上していない。

* **本補正予算における医療機関への支援について**

年末年始の発熱外来の開設に関する協力金として5,000万円余を計上している。

* **本補正予算における非正規雇用の方への支援について**

本補正予算ではなく、令和4年度の当初予算及び令和4年度補正予算における就労支援施策等で支援を行う。

* **減債基金からの借入額の減少理由について**

令和3年度の当初予算においては286億円の借入れを予定していたが、市税等が予算を上回る見込みとなつたため、157億円の借入れの圧縮を行うものである。

* **子ども・若者応援基金積立金の補正理由について**

昨年11月に法人から1,000万円の寄附を受けたこと及び、ふるさと納税ポータルサイトにおける子ども・若者への応援を指定した寄附が当初の見込みを上回ることから、今般の補正予算に計上した。

* **寄附金の使途について**

子ども・若者応援基金は社会的養護奨学給付金や学習支援費に充当しており、次年度以降、これらの施策に活用される予定である。

《意見》

* **浮世絵ギャラリーについてはコロナ禍以前の開館直後でさえ計画を下回る入館者数であった。以前から浮世絵ギャラリーの運営に関する入館者数の見込み等の計画は過大であると指摘してきたが、事業所管局からは、これ以上、市からの支出はないと説明を受けてきた。しかし、今になって入館者数が当初の見込みを下回るため、税金での補填を要求する事態となっている。本来であれば、当初の計画**

を下回る状況下にあれば、経営改善計画の策定や需要予測の見直し等の指導を事業所管局が財団に促すべきであるが、それらがなされないのであれば、出資法人を所管する行政改革マネジメント推進室や補正予算を所管する財政局が適切に事業所管局を指導すべきである。補正予算への計上に当たっては、しっかりと事業の内容を精査し、必要な措置を事業所管局に求めた上で提案してほしい。本件は今後も続くため、継続して事業所管局に対して必要な指導等を行ってほしい。

* 今般の補正予算では計上されていないが、中小企業や非正規雇用の方への支援も行ってほしい。

* 寄附金の活用に当たっては、他都市における防犯カメラの設置への活用例を参考にするなど、寄附者の目に見える形での活用方法について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 45 号 令和 3 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 46 号 令和 3 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 51 号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「請願第 28 号 JFE スチール京浜地区の高炉休止に伴い雇用を失う労働者への早期の再就職支援、関連下請け企業と地域社会への支援を求める請願」

《請願の要旨》

JFE スチール株式会社京浜地区の高炉休止により職場と雇用を失う JFE スチール株式会社従業員及び関連下請労働者の職場と雇用を守るために、神奈川労働局及び関係自治体と連携し、再就職支援を遅くとも令和 4 年 7 月までに実施すること及び事業継続が困難となる関連下請企業や取引先企業の事業継続のための支援を強化し、地域経済を守ることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

JFE スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区は、所在地は川崎区扇島 1 番地 1 、敷地面積は 702 ヘクタール、従業員数は令和 3 年 3 月 31 日時点で 2,006 人である。

令和 2 年 3 月 27 日、同社は鉄鋼事業を取り巻く国内外の構造的な環境の変化に

対応するため、高炉 8 基体制から 7 基体制への変更、競争力強化に向けた「選択と集中」による製品製造体制の見直しを軸とした構造改革を実施する旨を公表した。主な内容は、令和 5 年度を目途とした東日本製鉄所京浜地区の上工程及び熱延設備を休止すること、休止する設備に係る従業員約 1,200 人は配置転換などにより雇用を確保すること、影響が想定されるグループ会社・協力会社の約 2,000 人にも誠意をもって対応することなどである。

また、令和 2 年 11 月 9 日に、千葉地区第 6 高炉の改修が令和 4 年 12 月に完了する見込みであることを踏まえ、東日本製鉄所京浜地区の上工程及び熱延設備を令和 5 年 9 月を目途に休止する旨を公表した。

本市の対応として、初めに、京浜地区の高炉等休止に伴う雇用への影響等の把握に努める必要があることから、JFE スチール株式会社との間で雇用に関する情報共有を行うため、部長級での雇用連絡会議を開催している。令和 3 年 5 月に第 1 回の会議を開催し、これまでの経過、今後の方向性の確認を行い、令和 3 年 8 月には、転居が生じる際の住宅支援策などについて、令和 3 年 11 月には、エヌケーケーシームレス钢管株式会社の解散について、令和 4 年 2 月には、本市が実施した関連事業者へのアンケート調査の結果についての情報共有を行った。

次に、高炉等休止の発表後、関係する行政機関とは個別に情報共有を図ってきたが、同社による社員への支援策が具体的となってきたことなどを踏まえ、神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市が一堂に会し、情報共有や連携した支援策等に関する意見交換を行う連絡会を開催している。これまで、令和 3 年 10 月に第 1 回の連絡会を開催し、高炉休止に伴う雇用への影響等の確認について、また、令和 4 年 1 月には、行政機関が連携した会議体の設置についての意見交換を行った。

次に、高炉等休止計画を受け、その影響等について調査することを目的に、JFE スチール株式会社の関係事業者のうち、川崎市内に本社又は事業所が所在する企業を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査の送付数は 169 件、回答数は 107 件であった。

アンケート結果概要として、「売上に占める JFE スチール株式会社京浜地区発注業務関連割合」については、「0 から 25 %」が 36 件で 33.6 %、「75 から 100 %」が 49 件で 45.8 % であり、「売上減少率の見込み」については、「30 % 未満」が 27 件で 25.2 %、「50 % 以上」が 39 件で 36.5 % であり、関係事業者が置かれている状況は様々であった。

アンケートにおける「相談希望」については、「相談したい」が 35 件で 32.7 %、「相談の必要はない」が 66 件で 61.7 % であり、相談を希望した事業者を優先し、令和 4 年 3 月 1 日現在で 24 件のヒアリングを実施した。

また、JFE スチール株式会社の事業所や社員寮周辺の商店街にヒアリングを実施し、近隣の状況を調査した。

今後の対応としては、アンケート調査の「相談希望」の項目において相談を希望した事業者を始め、未回答の企業等に対してヒアリングを実施し、地域経済や雇用への影響を把握するとともに、関係行政機関と連携し、必要な対応を行っていく。

《主な質疑・答弁等》

* 高炉休止計画に関するアンケート調査の実施経緯について

J F E スチール株式会社による高炉休止計画の公表後、同社による対応方針が示されたことを踏まえ、関連事業者への影響を把握するため、アンケート調査を実施した。

* アンケート調査の送付数について

関連事業者として J F E スチール株式会社から情報提供を受けた事業者を精査し、169社にアンケートを送付した。

* 事業者へのヒアリングの内容について

アンケートにおいて相談希望とした事業者を優先にヒアリングを行うが、ヒアリングの実施時期については、コロナ禍の状況等を踏まえ、適宜適切に検討していく。また、アンケート未回答の事業者に対しては個別に対応し、可能な限り実態把握に努めていく。

* アンケート調査対象事業者に在籍する従業員数について

全ての回答がそろっていないことなどから、現時点においては、影響を受ける従業員数の詳細な把握はできていない。今後、ヒアリングを行いながら、実態をより正確に把握するよう努めていく。

* 売上げに占める J F E スチール株式会社への依存度が高い事業者の内訳について

アンケート調査は公表しないことを前提に回答を依頼しているため、詳細な内訳の公表は控えたい。

* アンケート調査を踏まえた市としての支援の必要性に関する考え方について

事業者の業種や人数構成によって必要な支援の内容が異なるため、個々の事業者のニーズを的確に把握し、対応していきたい。

* 関連事業者における高炉休止の認知度に関する見解について

いわゆる高炉休止計画自体については認知している事業者が多数を占めているが、事業者ごとに捉え方は異なっているため、今後は、事業者へのヒアリングを含め、より一層の状況把握に努めていく。

* J F E スチール株式会社に対して関連事業者への高炉休止に関する説明を促すことへの考え方について

昨年から J F E スチール株式会社との間に本件に関する連絡会議を設けており、アンケート調査結果等については情報共有を行っている。今後も引き続き、同社との間で本件に関する情報共有に努めていく。

* 市への相談希望の内容について

経営相談が16件、融資相談が5件、労働相談が20件、その他が8件であり、これらの相談を希望する事業者を優先にヒアリングを行う。経営相談であれば産業振興財団における窓口相談、融資相談であれば金融課、雇用に関する相談であれば労働雇用部など、個々のニーズに応じて対応していく。

* 再就職に向けた支援について

再就職支援は重要であると認識しており、本市のみならず、神奈川労働局等と連携して対応していく。また、現在、本市、神奈川労働局、県、横浜市の4者で支援策等について意見交換を行っており、支援の実施時期等についても関

係行政機関と協議して検討していく。

* **関係行政機関との連携内容について**

昨年から神奈川労働局、県、横浜市と意見交換等を行っており、現在、会議体の設置について調整を行っている。会議体の設置については決定した後、速やかに議会や市民に情報提供を行う。

* **地元企業の雇用の確保について**

雇用に関しては神奈川労働局との連携が特に重要であると考えている。本件は本市のみならず横浜市等も関係するため、関係行政機関と連携し、可能な限り希望に即したマッチング等の支援を行っていきたい。

* **地元商店街へのヒアリングの内容について**

鋼管通り商店街、桜本商店街、セメント通り商店街等のJFEスチール株式会社の工場及び社員寮の近辺に立地する商店街に対し、高炉休止等に関する影響を把握するため、ヒアリングを実施した。

* **配置転換等に関する不安の声の受止め等について**

請願提出者からは、本市に要望をいただいた際に様々な不安な声を聞いている。また、JFEスチール株式会社からは、労使交渉等において配置転換等に対する不安な声を伺ったと聞いている。なお、配置転換に応じられないとする従業員に対しては住宅支援制度等を紹介するなど、現在、労使間で引き続き協議を行っていると聞いている。

* **配置転換に対する市の考え方について**

JFEスチール株式会社からは、高炉休止により配置転換が必要になると聞いているが、一義的には、同社から丁寧に従業員へ説明することが必要であるものと認識している。なお、同社からは配置転換を含め、従業員の雇用は引き続き確保すると聞いている。

* **近年のJFEスチール株式会社の業績について**

業績が上昇傾向にあることは認識しているが、具体的な数値等は把握していない。

* **業績が上昇傾向にある中で高炉休止を行うことへの見解について**

今般の高炉休止計画はJFEスチール株式会社が世界的な鉄の需要等を見極めて経営判断を行ったものであり、その判断に対して市として見解を示すべきものではないと考えている。

* **本市からの高炉継続を求める申入れの有無について**

高炉休止は同社の経営判断で行ったものと認識しており、高炉休止の撤回等の申入れは行っていない。

* **JFEスチール株式会社によるエヌケーケーシームレス钢管株式会社への再就職支援について**

JFEスチール株式会社からは、プロパー社員に対して個別面談等を通じて解散に至った経緯等の説明を丁寧に行ったと聞いている。また、今後の支援についても、引き続き丁寧に対応していくと聞いている。

* **民間の就労支援会社を通じた再就職支援に対する考え方について**

J F E スチール株式会社からは、民間の就労支援会社を通じた支援を行うと聞いているが、民間の就労支援会社のみに再就職支援を任せるのでなく、同社や関係行政機関においても、互いに情報共有しながら再就職支援を行っていく。また、現在、J F E スチール株式会社と協議中であるが、関連事業者を中心とした合同企業説明会の開催について検討している。

* 中小企業活性化条例及び産業振興プランと連携した支援について

本条例及び本プランにおいては、中小企業の活性化を重要なテーマとして基本的な考え方を位置付けている。また、令和4年度からの第3期実行プログラムにおいては、様々な産業構造の変化としてJ F E スチール株式会社に関する状況変化を記載するとともに、社会変動に対応した事業継続、各種取組の支援等を位置付けている。

* 中小企業活性化条例における大企業の転出に関する支援の規定について

本条例では、中小企業においては自ら経営努力を行うこと、大企業においては中小企業を含めた市内経済の活性化に貢献することなど、各主体の役割を規定しているが、大企業の転出に関する個別の取組は定めていない。

* 産業振興プランにおける大企業の転出に関する支援の位置付けについて

個別の企業の転出を想定した施策は位置付けていないが、社会産業の転換を見込み、キングスカイフロントや新川崎・創造のもりに見られるような企業誘致の取組等を位置付け、今後も産業が循環しながら維持されていくような施策の展開を考えている。

* 産業振興協議会及び中小企業活性化専門部会における本件に関する協議について

産業振興協議会は年2回開催し、様々な産業施策に関する意見等の聴取を行っているが、特に本件に関する個別具体的な協議は行っていない。中小企業活性化専門部会については、中小企業活性化条例を制定する際に活性化施策の進捗管理を行うために設けた部会であり、総合計画や産業振興プランに関する施策の進捗等の検証を行っている。

* 産業振興協議会における本件に関する協議の予定について

本協議会では、様々な産業施策に関する意見の聴取を行っているため、本件も議題の対象となるものであると考えているが、まずは関連事業者に対する影響を詳細に把握することが必要であると認識しているため、適切な状況把握、ニーズの分析等を行い、今後の対応について検討していきたい。

* 高炉休止後の生産体制について

高炉休止に伴い京浜地区において鉄の生産が行われなくなるため、今後は各地区から輸送される鉄を用いて加工等を行うものと聞いている。

* 今後の生産スケジュールに関する関連事業者への周知について

令和5年9月までは高炉が継続される計画である。今後の生産スケジュール等については、状況を把握した後、関連事業者に対して情報提供を行っていく。

* 配置転換等の雇用対策の状況について

J F E スチール株式会社からは、令和5年3月末までに内示を行うと聞いているが、本市としても、可能な限り内示のタイミングを早めるよう申入れを行

っている。同社からは、内示の時期については労使交渉との兼ね合いがあるため、状況が整理され次第、市に対して情報提供を行うと説明を受けている。

* 今後の社員寮の扱いについて

現時点で社員寮の取扱いについて具体的に聞いていないが、引き続き、状況把握に努めていきたい。

《意見》

- * JFEスチール株式会社への依存度が高い中小零細企業の関連事業者が多い中で、同社からはいまだに適切な説明がなされていない。本件は本市の経済にも多大な影響を及ぼすものであり、市としても早急な対応が必要であるため、請願項目に沿って支援を行うべきである。
- * 現在、臨海部における土地の在り方などマクロ的な視点について検討が進んでいるが、個々の事業者への支援などミクロ的な視点についても検討を進め、附属機関において本件に関する議論を行うなど、今後の対策について検討してほしい。
- * JFEスチール株式会社と連携し、生産スケジュールの変更等については丁寧に関連事業者へ周知してほしい。また、個々の状況に応じた支援を円滑に行うため、市が担える支援メニューについても適切に周知してほしい。
- * 社員寮の扱いなど本件に関する各種の情報が近接する商店街等の関係者へ不正確に伝わることがないよう、正確に状況を把握し、適切な情報提供に努めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 市からJFEスチール株式会社に対して、従業員の雇用を守るよう厳に申入れを行るべきである。事実上の内示が示される令和4年7月までに関連事業者を含めた再就職支援等を早急に行うべきであるため、本請願は採択すべきである。
- ・ アンケート調査が未回答の事業者への対応、JFEスチール株式会社との協議、関係行政機関との連携等は今後も継続して行われる必要がある。また、本件は附属機関において協議がなされるべきであり、今後はその推移を見守る必要がある。現時点においては、議会は中立公平な立場が求められると考えているため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 京浜臨海部を支える支援の必要性は認識しているが、本件は令和4年7月までと期限を設けて再就職支援を求めている。現在、労使交渉や関連事業者との協議が継続されている状況を鑑みると、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 本件に限らず産業構造の展開に応じた雇用等への支援は必要であるが、関係行政機関における協議や労使交渉等が引き続き行われている中、令和4年7月までと期限を設けた再就職支援を求めているため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択